

富良野市上下水道事業  
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和2年2月

富良野市建設水道部上下水道課

## 目 次

第1章 はじめに .....	1
第2章 本行動計画における発生段階の分類について .....	2
第3章 発生段階別の対応について .....	3
1 前段階（未発生期）の対応 .....	3
2 第一段階（海外発生期）の対応 .....	7
3 第二段階（国内発生早期）の対応 .....	9
4 第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）の対応 .....	13
5 第四段階（小康期）の対応 .....	15
【参考】行動計画の概要 .....	16
第4章 事業継続計画 .....	17
1 水道事業 .....	17
2 下水道事業 .....	19
3 お客さまサービス及び課内庶務 .....	21



## 第1章 はじめに

富良野市においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に規定する市町村行動計画として、富良野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という）を平成27年12月に策定した。

新型インフルエンザ等緊急事態においても上下水道事業者が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安全かつ安定的に供給し、下水の排除・処理等を確実に実施する必要があることを踏まえ、事前に事業継続計画を策定し、準備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生・流行時には計画に基づいて行動し、取るべき対応、措置を定めることを目的として、「富良野市上下水道事業新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定する。

なお、新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると考えられることから、今後の情勢変化等を踏まえ、必要に応じて、本行動計画を見直すこととする。

## 第2章 本行動計画における発生段階の分類について

本行動計画では、市行動計画における「危機管理レベル」（次表）に沿ってそれぞれの対応等を定める。

発生段階		状態	フェーズ※
1	前段階（未発生期）	新型インフルエンザ等が発生していない状態	1, 2, 3
2	第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	4, 5, 6
3	第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態	
4	第三段階	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
	各都道府県の判断	感染拡大期	
		まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期		各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
5	第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	ポストパンデミック期

※ 「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成23年9月20日改訂：新型インフルエンザ対策閣僚会議）に基づき、発生段階別に対応する世界保健機関（WHO）で用いるフェーズ（警戒レベル）をあてはめたもの。

参考：「世界インフルエンザ事前対策計画」（2005.11 世界保健機構（WHO）策定）

フェーズ		状態	No
パンデミック間期		ヒト感染のリスクは低い	1
	動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない	ヒト感染のリスクはより高い	2
パンデミック前兆期	新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生	ヒト-ヒト感染は無いか、または極めて限定されている	3
		ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある	4
		かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある	5
パンデミック期		効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立	6

世界にパンデミックの脅威の深刻さおよび事前に対策計画を準備する活動を実施する必要性について知らせるための制度として、パンデミック警戒レベルとして6つのフェーズを用いています。このフェーズというものは、世界的な視点でのものであり、個別の国に対してのものではありません。（国立感染症研究所）

## 第3章 発生段階別の対応について

### 1 前段階（未発生期）の対応

前段階（未発生期）においては、以下の対応を講ずる。

#### (1) 情報連絡体制の整備等

##### ア 情報連絡体制の整備

各係等は、新型インフルエンザ等の発生後に的確かつ迅速な対応を図るため、関係部局等のほか、委託業者等を含めて情報連絡体制の整備を行う。

市行動計画に規定する富良野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）及び上下水道課内における情報連絡体制は、水道事業危機管理マニュアル及び下水道事業業務継続計画によるものとする。

また、上下水道事業の執行に係る関係機関の情報連絡先についても、水道事業危機管理マニュアル及び下水道事業業務継続計画掲載のとおりとする。

##### イ 情報収集

業務係は、市対策本部等と連携し、新型インフルエンザ等の人への感染状況や新型インフルエンザ等の発生段階等に関する情報収集を行う。

#### (2) 事業継続計画の策定

各係等は、各発生段階に応じて、水道水の安全かつ安定的な供給、下水の確実な排除・処理等を実施するため、次のアからエの事項に基づく事業継続計画を策定する。

なお、本事業継続計画の対象事業、担当係及び目的は次のとおりとする。

対象事業	担当係	目的
水道事業	水道施設係	第二段階から第四段階においても、水道水の安定供給を最低限継続する。
下水道事業	下水道施設係	第二段階から第四段階においても、下水の排除・処理等を確実に実施する。
お客さまサービス 及び課内庶務	業務係	第二段階から第四段階においても、お客さまへの適切な対応及び最低限必要な課内庶務を行う。

また、事業継続計画実施の前提条件は、次のとおりである。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 市内において新型インフルエンザ等の発生が確認されたこと。   |
| ② | 新型インフルエンザ等の病原性が高く、感染力が強いこと。  |
| ③ | 予測される罹患者数が課職員の25%にのぼり、家族などの看護等の必要を含め、課職員の40%がこの新型インフルエンザ等による何らかの理由で出勤できなくなること。 |
| ④ | 流行の期が約8週間続くと想定されること。   |
| ⑤ | 感染した課職員は、長期間出勤できなくなり、感染した恐れのある課職員も10日間程度健康観察のため出勤できなくなることが想定されること。             |
| ⑥ | 富良野市新型インフルエンザ等対策本部が設置されること。  |

次に記載する各種リスト（業務選別リスト、委託業者等リスト、薬品等リスト）については、毎年度見直しを行い、保管する。

#### ア 優先業務の検討

各係等は、対象事業において、第二段階から第四段階に感染で要員が不足した場合、市民生活への影響も考慮して、発生段階に応じてどの業務を優先し継続していくのかを判断するために、あらかじめ現在実施している業務を次により区分し、「業務選別リスト」を作成する。

区分	業務区分	業務内容
新型インフルエンザ等対応業務	新規業務 (S)	新型インフルエンザ等発生時に新たに発生する業務 ・感染の流行のピークを抑えることや感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ・危機管理体制上必要となる業務
通常業務	継続業務 (A)	新型インフルエンザ等発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務 ・意思決定、重要業務の継続に必要な内部管理業務や市民の生命、財産等への影響により休止、中断が困難な業務
	縮小業務 (B)	新型インフルエンザ等発生時に業務内容を縮小する業務 ・流行中も業務を休止できないが、通常の業務内容を縮小（取り扱いを変更）する業務
	休止業務 (C)	新型インフルエンザ等発生時に原則として休止・中断する業務 ・流行の終息後（2ヶ月程度）に先送りすることが可能な業務 ・感染拡大防止の観点から積極的な休止等が望ましい業務

#### イ 優先業務に従事する要員リストの作成

新型インフルエンザ等の感染拡大により、優先業務に携わる要員の不足が生じる事態を想定し、あらかじめ当該業務の経験者について、別に定める様式により、「業務要員リスト」を作成する。

リストの対象者は上下水道課の職員を基本とするが、要員不足になることを想定し、退職者及び市長部局等の他部への転出者についてもリストに追加することを検討する。

これらのリストは、人事異動の状況等を踏まえて適時、情報の更新を図るとともに、リストに記載されている個人情報等の管理を徹底する。

#### ウ 委託業者等との連携体制整備

各係等は、水道水の安定供給及び下水の排除・処理等に必要な業務を委託業者等が実施している場合は、委託業者等との間でライフライン機能維持のために必要な要員の確保及び業務の継続に関する体制について、別に定める様式により、「委託業者等リスト」を作成し、委託業者等に対し事前に協力依頼を行い、協力体制を構築する。

#### エ 必要な物資の確認・確保等

各係等は、新型インフルエンザが発生した場合、薬品等の物資の調達が困難になることが予想されることから、あらかじめ水道水の安定供給及び下水の排除・処理等に必要な物資等の確認・確保等に努めるとともに、優先的に供給が得られるよう、納入業者等との協力体制を構築する。

#### (7) 浄水場、処理場等における物資の確認・確保

水道施設係、下水道施設係は、浄水場及び処理場等における処理過程で必要な薬品、燃料の在庫等を確認し、新型インフルエンザ等の感染拡大により調達が困難になることが予想される薬品等（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、ソーダ灰、軽油、ガソリンなど）について、別に定める様式により、「薬品等リスト」を作成する。

在庫が不足する場合は想定し、約2か月程度の間使用する薬品等を確保・管理できるよう調達方法及び管理方法を確認し、関連業者等と確保に向けた準備を整える。

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、地域内において薬品等の物資の確保が困難となる事態の発生も想定されることから、他の関係団体等との間で、物資の確保に向けた連携体制を構築する。



#### (イ) マスク等の備蓄

感染を防止するため、マスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液等の物資を備蓄する。マスク等の使用有効期間の長いものについては、事前に必要量をストックするとともに、該当部署へあらかじめ配布しておき、不足分については適宜購入する。

なお、備蓄数量は約2か月程度の間を使用する数量とする。

#### (3) 利用者への情報提供の準備

新型インフルエンザ等が発生した場合において、利用者に対して水道・下水道に対する不安を抱かせることがないように、ホームページ、SNS、ラジオ等の広報媒体により水道水や下水道の安全性について情報提供を行うための準備を進める。

利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするため新型インフルエンザ等に関する情報共有を行う。

#### (4) 職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザ等対策に対する意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染防止策の内容、本人や家族が発症した際の対応等について情報提供を行う。

また、職員が罹患した場合のサービス関係について、市総務課と整理・確認する。

## 2 第一段階（海外発生期）の対応

第一段階（海外発生期）においては、以下の対応を講ずる。

### (1) 情報連絡体制の整備等

#### ア 情報連絡体制の整備

各係等は、1 (1) アで整備した情報連絡体制を活用し、入手した新型インフルエンザ等の発生に関する情報は、課内の職員に周知するとともに、委託業者等に対しても情報提供を行う。

市対策本部が設置された場合又は上下水道課職員の感染状況により、新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。

#### イ 情報収集

市長内部部局等と連携し、WHO や国（厚生労働省、外務省等）、北海道等から新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行う。

### (2) 事業継続計画の再確認

各係等は、1 (2) で策定した事業継続計画について、以下の点を含めて再確認等を行う。

#### ア 優先業務の再確認等

1 (2) アで検討した優先業務について、再確認等を行う。

#### イ 要員の再確認等

1 (2) イで作成したリストの内容を精査し、要員が不足した場合に対応可能な職員等を確認するとともに、水道技術管理者が新型インフルエンザ等に感染した場合等における指揮命令系統等についても確認する。

新型インフルエンザ等の感染が拡大した際に、優先業務に携わる要員となっている職員に対しては、その旨を本人に周知する。他部局の職員、退職者については、要員が不足した際の協力を要請する。

#### ウ 委託業者等との連携体制の再確認等

1 (2) ウで整備した委託業者等との連携体制について、再確認等を行う。

## エ 必要な物資の確保

水道水の安定供給及び下水の排除・処理等に必要な物資等について、各浄水場・下水道施設に可能な限りの必要物資を確保等に努める。

### (3) 職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザ等の感染予防対策に関する情報提供を行うとともに、うがい・手洗いを日常的に励行し、「咳エチケット」（下表参照）を心掛け、健康状態の自己把握に努めるなど、感染拡大予防措置についての意識啓発を行う。

なお、ライフライン機能の維持を図るための浄水場及び下水道施設等に勤務する職員に対するワクチンの接種については、市の関係部局等の指示により実施するものとする。

また、職員に海外渡航に関する情報を周知し、感染状況に応じて新型インフルエンザ等発生地域等への海外出張については中止するなどの措置を講じる。

海外の新型インフルエンザ等発生地域等から帰国した職員又は当該職員と接触した後に新型インフルエンザ等の感染が疑われる症状（具体的な症状は、新型インフルエンザ等発生後、国が決定し全国に周知。）がある職員には、電話による相談を行うよう指導する。

また、職員が罹患した場合の服務関係について、1(4)で整理した内容について再確認等を行う。

### (参考) 「咳エチケット」とは

○ 風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

(方法)

・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り 1～2 メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

（「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（厚生労働省 平成 21 年 2 月策定）より）

### 3 第二段階（国内発生早期）の対応

第二段階（国内発生早期）においては、以下の対応を講ずる。

#### (1) 情報連絡体制の整備等

##### ア 対策本部の設置

市対策本部が設置された場合、上下水道課は在宅対策部に属す。緊急を要するものを除き対面による会議は行わず、原則として電話、ファックス、メール等を活用することにより意思決定する。

新型インフルエンザ等に関する最新情報については、市対策本部から収集し一元化及び共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持対策及び施設の稼働のための要員の確保の準備を進めるほか、職員の感染拡大防止策、物資の確保等を進める。

また、委託業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、委託業者等における新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請するとともに、事故時の対応に準じた情報連絡体制を速やかに確立する。

##### イ 情報収集

市対策本部等と連携し、WHO や国（厚生労働省、外務省等）、北海道等から新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行う。

#### (2) 事業継続計画の実行

各係等は、第三段階に移行した場合を想定し、ライフライン機能の維持に向け、2(2)で再確認等を行った事業継続計画に基づき、各種対策を実行する。

また、市対策本部長（市長）の「患者や接触者による感染拡大を防止するための対応を全庁的に開始すること」及び「各部等において通常時の市の事務事業の実施を事業継続計画における実施に移行すること」等の指示を受けた本部員（部長）の指示、又は、課内の感染状況による課長の指示により事業継続計画を実施する。

なお、各種対策の実行に当たっては、状況分析（国内、道内及び富良野市内における感染・流行状況）を行ったうえで、対応することとする。

##### ア 優先業務の絞り込み

各課等は、2(2)アで再確認等を行った内容を踏まえつつ、優先業務について絞り込みを行い、優先順位の低い業務については一時停止を行うなど、要員の不足が生じた際にも水道水の安定供給及び下水道の排除・処理等ができるようにする。

また、以下の点についても対応を図ることとする。

(7) 急を要しない外勤等の中止

・市内における検針，収納業務に係る現場作業継続について検討を行い，停水，滞納整理業務等については，中止を検討する。また，定例点検の遅れ等については，勤務できる職員で対応することで，最大限防止する。

・水道，下水道の管路及び施設の維持・整備工事等のうち，断水・濁水・漏水等の突発事故以外の工事や外勤を伴う業務については，新型インフルエンザ等の感染が一定程度終息するまで縮小する。布設工事等については，感染拡大による工事の遅れが予想されることから，工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等について検討する。

また，委託業者等との連絡が不通となることも予想されることから，現場代理人等の代理による連絡体制を整備する。浄水場，配水池等での工事は，事故等による給水停止を避けるため，一時中止する。

・国内外からの水道施設等の視察，研修等の受入れは中止する。

・その他，公共交通機関の利用を極力避けるなど，感染拡大を防止するため，不特定多数の人と接触するような外出は控える。

(イ) 窓口業務等の縮小

・窓口については，勤務できる職員で対応するが，感染が拡大した場合は窓口の縮小等を含めて検討し，水道料金，下水道使用料支払に係る窓口業務は停止する。

・会計事務のうち，各金融機関からの水道料金，下水道使用料支払に係る窓口への提出については，可能な限りファックス等によるものとし，原本の授受は流行終息後とする。

・各係等が行う契約事務については，入札の方法，延期，中止等の検討を行う。業者との連絡はファックス，メール等，来庁しない方法に限定する。

・水道，下水道のマッピング図面の閲覧等の受付対応については，できる限り勤務できる職員で対応するが，感染が拡大した場合は停止する。

・本庁舎，各施設等で窓口対応する職員に対しては，マスク等の着用を義務付けるとともに，業者等の立入りについても，事前連絡を徹底し，マスク等の着用を義務付ける。

イ 要員確保の開始

新型インフルエンザの発生による職員の罹患により人員の確保が困難となる状況を想定し，優先業務について，要員確保を開始する。

特に、浄水場・下水道施設の運転管理業務については、優先度が高く、当該業務の遂行に当たっては特別な技能を必要とすることから、2(2)イで再確認等を行ったリストにより業務遂行可能な職員について配置場所等の検討を行い、本人に通知する。

また、協力要請対象となっている他部局の職員及び退職者には協力の可否を確認するとともに、可能な場合は協力要請を行う。

なお、業務の優先順位の検討に当たっては、「全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定」（国の行動計画から）されていることを踏まえつつ、職員等が罹患した場合には、週ごとの罹患率を把握したうえで、優先順位が高い業務に携わる職員等については対応可能な職員総数を勘案して設定するなど、流行のピーク時においても対応可能な体制を確保できるように留意する。

応援体制の確保によって、当該要員が所属する業務の継続が難しい場合、業務選別リストに基づき、市民生活への影響も考慮して、各業務の縮小・中断・中止等を決定する。

#### ウ 水の安全性確認

水道施設係は、浄水場の浄水過程における塩素注入量、末端給水栓等における残留塩素量の監視体制を強化する。

#### エ 委託業者等との連携

各係等は、水道水の安定供給及び下水の排除・処理等に必要な業務を委託業者等が実施している場合、委託業者等に対して、上下水道課における対応状況等について情報提供及び注意喚起を行うとともに、感染予防の強化、ライフライン機能維持のための業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

また、委託業者等における新型インフルエンザ等患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請するとともに、事故時の対応に準じた情報連絡体制を速やかに確立する。

#### オ 必要な物資の確保

各係等は、水道水の安定供給及び下水の排除・処理等に必要な物資等の備蓄量を確認し、不足していると考えられる物資は速やかに調達し、備蓄量の増量措置を講じる。

### (3) 利用者への情報提供

業務係は、利用者に対して、水道水や下水道に対する不安を抱かせることがないように、一般にインフルエンザウイルス等に対して塩素消毒が有効であること等を踏まえつつ、水道水や下水道の安全性について、ホームページ、SNS、ラジオ等の広報媒体を利用して情報提供を行う。

#### (4) 職員の感染予防措置等

##### ア 職員の感染予防強化

新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせに対応するため、予防策の周知徹底や新型インフルエンザ等に関する基礎知識提供し、職員への意識啓発を強化する。

「咳エチケット」を継続して実施するなど、予防策の取組を強化するとともに、産業医等による健康相談を実施するなど感染拡大予防に努める。

職員が新型インフルエンザ等の感染について疑われる症状がある場合は、直ちに連絡するとともに、指示に従い、産業医や医療機関等において受診するよう指導する。あわせて、職員の状況把握に努める。

マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。また、緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、ファックス、メール等を利用する等の措置を講ずる。

##### イ 職員が罹患した場合の対応

###### (ア) 職員への指導等

職員又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又はそのおそれがある場合は、まず連絡し、その指示に従うよう指導する。その後、当該職員に対して、インフルエンザ等感染症状の報告を義務付けることとし、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。報告事項は、感染者の氏名、発症日、診断書の内容、療養期間等の必要な情報とする。

また、必要に応じて市対策本部と情報共有を行う。

感染した職員に対しては、指示に従い、自宅待機を促すなどの措置を講ずる。

###### (イ) 服務関係の対応

各係等は、職員が罹患した場合の服務関係については、2(3)で再確認等を行った内容を踏まえつつ対応する。

また、必要に応じて在宅勤務等を検討し、勤務時間の変更等の措置を講ずる。



#### 4 第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）の対応

第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）においては、第二段階で示した対応に加えて、以下の対応を講ずる。

##### (1) 情報連絡体制の整備等

###### ア 上下水道課における対応

課内において、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、ライフライン機能維持のための対策、要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。

###### イ 情報収集

各係等は引き続き、市対策本部と連携し、WHO や国（厚生労働省、外務省等）、北海道等から新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行う。

##### (2) 事業継続計画の実行

各係等は、以下の点に留意しつつ、引き続き事業継続計画に基づいて各種対策を実行する。

###### ア ライフライン機能維持のための要員確保

この段階において、上下水道事業に求められているものはライフライン機能の維持であり、そのための要員確保が最も重要である。

大規模に流行した場合や罹患職員が施設ごとに偏ってしまった場合等、要員の確保が困難となるなどあらゆる事態が想定されるため、感染が拡大した場合には、課内において状況を把握し、必要に応じて職員の配置換え等の措置を講じる。

また、優先業務を委託業者等が実施している場合は、当該委託業者等に対しても、運転管理を行う要員や突発事故に対応する要員を確保するよう要請する。

これらの対応のほか、以下の対応を図ることを検討する。

- ・要員の不足に伴い、新たに配置する職員について、必要に応じて兼務発令等を行う。
- ・経理事務（収入、支払等）や契約事務等の業務のうち、最低限維持する必要があるものに要する職員確保のため、事務分担の変更、勤務シフトの変更など必要な措置を講ずる。
- ・断水、濁水、漏水等の突発事故対応が現状の体制では困難となった場合は、必要な要員を確保するほか、可能な場合には委託業者等に対して応援を要請する。

また、特に、浄水場、下水道施設等においては以下の対応を図ることを検討する。

- ・上下水道課の職員、委託業者等における新型インフルエンザ等患者の発生状況等を踏まえ必要に応じ、優先順位の低い業務の一時停止を検討する。



・優先業務に従事する要員の不足が生じる可能性がある場合は、2(2)アで再確認等を行ったリストを活用し、要員の適正配置等を行い、要員を確保する。また、必要に応じて対象となる職員が市長部局等の他部の職員である場合は、総務部職員課へ兼務発令等の要請を行う。また、事前に協力の了解が得られている退職者及び関係機関等について、状況に応じて協力を依頼する。

・優先業務を委託業者が行っている場合は、当該業者に対し、業務継続を最優先事項とするよう指導するとともに、要員を確保するよう要請し、要員確保が困難な場合は、課職員が対応するなどの措置を講ずる。

・ライフライン機能維持のための要員については、感染に対するリスクを軽減させるため、公共交通機関による通勤を極力控え、自転車、自家用自動車等を利用すること等により、外部との接触を極力避ける。特に、感染がまん延している時期には、一時的に浄水場・下水道施設等の場内に要員を確保し、外部との接触を遮断することについても、検討しておく。

#### イ 必要な物資の確保

各係等は、引き続き、優先業務に必要となる薬品等の物資の備蓄量の増量措置を講じる。

### (3) 利用者への情報提供

利用者に対して、水道及び下水道に対する不安を抱かせることがないように、水道水及び下水道の安全性について、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を行う。

### (4) 職員の感染予防措置等

引き続き職員の感染予防強化及び職員が罹患した場合の対応を進める。

## 5 第四段階（小康期）の対応

第四段階（小康期）においては、第二段階と同様に対応するとともに、以下の対応を講ずることにより、流行の第二波に備える。

### (1) 情報連絡体制の整備等

#### ア 上下水道課における対応

引き続き新型インフルエンザ等に関する情報の一元化，共有を図るとともに，ライフライン機能維持のための対策，施設の稼働のための要員確保，職員の感染拡大防止策，物資の確保等の事項について検討を行う。あわせて，これまでに実施した対策の評価を行う。

#### イ 情報収集

引き続き市対策本部と連携し，WHO や国（厚生労働省，外務省等），北海道等から新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行う。

### (2) 事業継続計画の実行

各係等は，以下の点に留意しつつ，引き続き事業継続計画に基づいて各種対策を実行する。

#### ア 対策の評価と第二波への検討

これまでに実施した各種対策について評価を行い，次の流行の波（第二波）に備えた対策を検討する。

#### イ 要員の再検討等

新型インフルエンザ等に感染した者の多くは，発症から 10 日間程度で治癒すると考えられ，発症・治癒した者はウイルスに対する免疫を持つ（「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（厚生労働省，平成 21 年 2 月策定））。この観点から，職員等の感染状況等を把握したうえで，業務遂行可能な要員について配置場所等の再検討を行い，治癒した職員等も含めた人員計画を立案する。

#### ウ 不足している物資の調達

物資（薬品，資機材等）の備蓄状況等について再度確認を行い，不足している物資がある場合は，その調達，再配備等を行う。

#### エ 縮小・中止していた業務の再開に向けた検討

国内における新型インフルエンザ等の感染動向や国，北海道等から提供される情報に注意しつつ，縮小・中止していた業務の再開に向けた検討を行う。

### (3) 職員の感染予防措置等

引き続き，職員の感染予防強化及び職員が罹患した場合の対応を進める。

【参考】行動計画の概要

	前段階 (未発生期) P3～P6	第一段階 (海外発生期) P7～P8	第二段階 (国内発生早期) P9～P12	第三段階 (感染拡大期・まん 延期・回復期) P13～P14	第四段階 (小康期) P15
情報連絡体制 (各係等)	体制整備 →	情報収集・情報一元化			
	上下水道課	・	・富良野市新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、在宅対策部  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(上下水道課の対策業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況分析</li> <li>・ライフライン機能維持対策, 施設稼働要員確保, 感染拡大防止策, 生活物資確保等の検討</li> <li>・実施対策の評価</li> </ul> </div>		
	市長内部部局 ・総務課	・総務課	・富良野市新型インフルエンザ等対策本部 ※設置された場合		
事業継続計画 (各係等)	計画策定 →	再確認等 →	実行 →	評価等	
	優先業務 「業務選別リスト」作成	・リスト再確認	・業務の絞り込み～低順位業務の一次停止 ・外勤中止, 窓口縮小 ・業務人員配置	・全業務の再開に向けた検討	
	要員不足対応 「業務要員リスト」作成	・リスト再確認 ・指揮命令系統確認	・要員確保の開始～適正配置 ・水の安全性監視体制強化	・治療職員を含めた人員計画の立案	
	委託業務連携 「委託業者等リスト」作成	・リスト再確認	・業務体制構築の要請～応援要請		
	物資確保 「薬品等リスト」作成	・確保の努力	・備蓄量の確認, 調達	・再確認, 再配備	
利用者	情報提供準備 →		情報提供		
	・ホームページ ・電話対応		・ホームページ ・電話対応		
職員 (各係等)	情報提供 →	意識啓発 →	意識啓発強化・罹患対応 →		罹患対応
	・基礎知識 ・感染予防 ・サービス関係	・拡大予防 ・海外渡航等 ・ワクチン接種	・ヘルプデスクの設置, 健康相談 ・感染予防具(マスク)配布		

## 第4章 事業継続計画

### 1 水道事業

水道事業は、第二段階から第四段階においても、水道水の安定供給を最低限継続することを目的とする。

#### (1) 情報連絡体制

上下水道課内における情報連絡体制は、水道事業危機管理マニュアルによる。

#### (2) 優先業務の選別

水道事業において第二段階から第四段階に優先すべき業務等を次のとおりとし「業務選別リスト（水道事業）」に定める。

- ・各浄水場における浄水処理施設（取水、導水を含む。）の運転管理，水質管理等
- ・増減圧施設の運営管理
- ・漏水修繕工事，市民要望の水質検査
- ・浄水薬品の確保及び浄水処理の継続に必要な修繕，資機材調達
- ・断水・漏水広報

#### (3) 要員の確保

第二段階から第四段階に、水道水を安定供給するために最低限運転管理しなければならない浄水場等の要員が不足する事態を想定し、あらかじめ当該業務の従事者及び経験者（退職者を含む）を、「業務要員リスト（水道事業）」のとおり定める。

当該リストに基づいて、感染によって要員が不足した浄水場等に、優先的に状況に応じた応援体制を整える。

#### 【浄水場で最低限確保する必要がある要員体制】

##### 1 上水道

- ・中五区水源送水場の管理（警備）業務は委託（委託業者と要員不足の確認が必要）。
- ・中五区水源送水場の外，下五区水源ポンプ場，配水池（高区・中区・低区），高区送水ポンプ場，下御料ポンプ場，御料4線ポンプ場の管理において、最低限必要な人員は2名である。

##### 2 簡易水道

- ・富丘，東山，島の下，山部，学田，布部の各施設の管理において、最低必要な人員は2名である。

##### 3 必要人員等

- ・上水道及び簡易水道で最低必要な人員は4名であり、一時的に不足する場合を除き、基本的にはこの要員数を現在の従事者及び経験者（退職者を含む）で確保する。

#### (4) 委託業者等との連携

委託業者・請負契約者との間により必要な要員及び業務の継続を確保する協力体制を「委託業者等リスト（水道事業）」のとおり定める。

業務継続を最優先事項とするよう指導し，必要に応じて要員や事故対応への人員確保を要請する。

#### (5) 物資等の確保

水道施設等は，浄水場等における処理過程で必要な薬品，燃料の在庫等を確認し，感染拡大によって調達が困難になることが予想される薬品等について，「薬品等リスト（水道事業）」のとおり定める。

各施設等は，この薬品等リストを基に，在庫が不足する場合を想定して，約2か月程度の間使用する薬品等が確保できるよう，関連業者と調整する。

#### (6) 第二段階から第三段階の留意点

水道事業関係各課は，第二段階から第三段階における事業継続計画の実施においては，原則として次の事項に留意する。

- ① 断水・濁水・漏水等の突発事故以外の工事や外出を伴う業務は，感染が一定程度終息するまで縮小する。
- ② 断水，濁水，漏水等の突発事故対応は，必要な要員を確保するほか，可能な場合には委託業者等に対して応援を要請する。
- ③ 布設工事等は，工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等を検討する。
- ④ 浄水場，配水池等での工事は，事故等による給水停止を避けるため，一時中止する。
- ⑤ 必要に応じ，水道水の安定供給のために優先順位の低い業務の一時中止等を実施する。
- ⑥ 浄水場等における水質監視体制を維持し水質管理等を継続する。
- ⑦ 国内外からの水道施設等の視察，研修及びイベントを中止する。
- ⑧ 来所者等への対応職員には，マスク等の着用を義務付け，業者等の立入りについても，事前連絡を徹底しマスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。

## 2 下水道事業

下水道事業は、第二段階から第四段階においても、下水の排除・処理等を確実に実施することを目的とする。

### (1) 情報連絡体制

上下水道課内における情報連絡体制は、下水道事業業務継続計画による。

### (2) 優先業務の選別

下水道事業において第二段階から第四段階に優先すべき業務等を次のとおりとし「業務選別リスト（下水道事業）」に定める。

- ・各下水道処理施設における水処理，汚泥処理に係る監視，運転管理及び水質管理等
- ・各ポンプ場施設の監視，運転管理等
- ・本管，取付管の詰まりの清掃委託及び下水管路緊急損傷補修等
- ・薬品の確保及び処理の継続に必要な修繕，資機材調達

### (3) 要員の確保

第二段階から第四段階に、下水の排除・処理等を確実に実施するために最低限運転管理しなければならない処理場等の要員が不足する事態を想定し、あらかじめ当該業務の従事者及び経験者（退職者を含む）を、「業務要員リスト（下水道事業）」のとおり定める。

当該リストに基づいて、感染によって要因が不足した場合に、優先的に状況に応じた応援体制を整える。

#### 【処理を継続するために最低限必要な要員体制】

- 1 富良野水処理センター及び山部水処理センター
  - ・運転管理は委託（委託業者と要員不足の確認が必要）
- 2 汚水の各ポンプ場
  - ・運転管理は委託（委託業者と要員不足の確認が必要）
- 3 下水管路及び雨水幹線等
  - ・維持管理で2名である。
- 4 必要人員等
  - ・下水管路及び雨水幹線等の維持管理で最低限必要な人員は2名であり、一時的に不足する場合を除き、基本的にはこの要員数を現在の従事者及び経験者（退職者を含む）で確保する。

#### (4) 委託業者等との連携

委託業者・請負契約者との間により必要な要員及び業務の継続を確保する協力体制を「委託業者等リスト（下水道事業）」のとおり定める。

業務継続を最優先事項とするよう指導し，必要に応じて要員や事故対応への人員確保を要請する。

#### (5) 物資等の確保

処理場等における処理過程で必要な薬品，燃料の在庫等を確認し，感染拡大によって調達が困難になることが予想される薬品等について，「薬品等リスト（下水道事業）」のとおり定める。

各施設等は，この薬品等リストを基に，在庫が不足する場合を想定して，約2か月程度の間使用する薬品等が確保できるよう，関連業者と調整する。

#### (6) 第二段階から第三段階の留意点

第二段階から第三段階における事業継続計画の実施においては，原則として次の事項に留意する。

- ① 布設工事等は，工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等を検討する。
- ② 処理場等での工事は，事故等による処理の停止を避けるため，一時中止する。
- ③ 必要に応じ，下水の確実な排除・処理等のため優先順位の低い業務の一時中止等を実施する。
- ④ 国内外からの下水道施設等の視察，研修及びイベントを中止する。
- ⑤ 来所者等への対応職員には，マスク等の着用を義務付け，業者等の立入りについても，事前連絡を徹底しマスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。

### 3 お客さまサービス及び課内庶務

第二段階から第四段階においても、適切なお客さまへの対応及び最低限必要な課内庶務を行うことを目的とする。

#### (1) 情報連絡体制

上下水道課内における情報連絡体制は、水道事業危機管理マニュアル及び下水道事業業務継続計画による。

#### (2) 優先業務の選別

お客さまサービス及び課内庶務において第二段階から第四段階に優先すべき業務等を次のとおりとし「業務選別リスト（お客さまサービス及び課内庶務）」に定める。

##### ①お客さまサービス

- ・ 窓口受付業務，開栓閉栓業務
- ・ 検針業務
- ・ 料金システムの稼動

##### ②課内庶務

- ・ 人事・給与業務（人事システム）
- ・ 厚生業務
- ・ 広報事務（市ホームページ）
- ・ 危機管理事務
- ・ 経理事務（財務会計システム）

#### (3) 要員の確保

第二段階から第四段階に、適切なお客さまへの対応及び最低限必要な課内庶務を確実に実施するための要員が不足する事態に備え、あらかじめ当該業務の従事者数を想定する。感染によって要員が不足した場合に、優先的に状況に応じた応援体制を整える。

#### (4) 委託業者等との連携

検針業務及びシステムの保守等の業務を委託により実施していることから、新型インフルエンザ等の発生後においても委託業務を安定して実施できるよう、委託業者・請負契約者との間により必要な要員及び業務の継続を確保する協力体制を「委託業者等リスト（お客さまサービス及び課内庶務）」のとおり定める。委託業者に対して、感染予防の強化や業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。



各係等は、業務継続を最優先事項とするよう指導し、必要に応じて要員や事故対応への人員確保を要請する。

#### (5) 第二段階から第三段階の留意点

第二段階から第三段階における事業継続計画の実施においては、原則として次の事項に留意する。

- ① 利用者に対して、水道水や下水道に対する不安を抱かせることがないように、一般にインフルエンザウイルス等に対して塩素消毒が有効であること等を踏まえつつ、水道水や下水道の安全性について、ホームページ、SNS、ラジオ等の広報媒体を利用して情報提供を行う。
- ② 利用者からの問い合わせに対して、正確な情報等を活用しながら対応する。
- ③ 課職員に対して、新型インフルエンザ等対策に対する意識を高めることで発生時には的確な行動がとれるように情報提供等を行うとともに、市対策本部の指示・連絡等により、課職員の感染予防措置等を行う。
- ④ 必要に応じ、優先順位の低い業務の一時中止等を実施する。
- ⑤ 国内外からの視察、研修及びイベントを中止する。
- ⑥ 来所者等への対応職員には、マスク等の着用を義務付け、業者等の立入りについても、事前連絡を徹底しマスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。